

成途上にあるような比較的移住しやすい人々によって行われていることから、総合的なライフスタイル選択であるとは考えにくい。むしろ、Uターン発生のピークが、最初の就職から3年目にあることから、これを一般的に離職率の高まる時期と関連させて考えることができる。Uターン発生のメカニズムとしては、まずは職業上の転機がきっかけとなって、その際地方出身者にはUターンして転職をするという選択肢がある、といった解釈を行うことがより適切であろう。

【GMOプロジェクト】
特別研究会報告要旨（2003年1月24日）

WTO と予防原則

（青山学院大学）岩田 伸人

はじめに

国々の政府には、なによりもまず国民の安全と健康を守る義務がある。

予防原則（Precautionary Principle）とは、現時点では具体的な環境被害や健康被害が発生していなくとも、その兆候があるならば、被害の発生を待たずして、現時点で何らかの予防措置をとるべきとする「行動原則」とされる。予防原則の考え方は、自由無差別貿易の維持・拡大を目的とするWTO（世界貿易機関：World Trade Organization）ルールと対立する概念とも言える。農産物や食品の輸出国（主に米国）は、予防原則に基づく措置が「科学的証拠」のないまま発動されれば、自由貿易は成り立たなくなるとして批判的である。

問題は、政府が施す予防的な措置の真の目的が、実は国民の安全と健康を守るためではなく、国内産業の保護に重きがある場合である。WTOルールでは、このような貿易制限のことを「偽装的な貿易制限」と称して、適

用を厳しく禁止している。

予防原則に基づいて実施される具体的措置には、検疫措置の強化や特定製品の輸入制限措置などがある。これらを総称して、「予防アプローチ」(precautionary approach)と呼ぶことがある。予防アプローチに該当する措置であっても、それらが全て予防原則に基づく措置であると断言できるわけではない。

WTO と食の安全

GATT（General Agreement on Tariffs and Trade：関税および貿易に関する一般協定）を継承して1995年に発足したWTOの前後から、自由貿易の在り方を根底から覆しかねない新たな問題が発生した。「食の安全」(food safety)の問題である。

そのきっかけとなったのは、1980年代後半に米国とECの間で発生した“肥育用ホルモン剤が投与された牛肉の安全性をめぐる問題”である。これは、WTO加盟国間の貿易紛争として、パネル（第一審）および上級委員会（第二審）で審理された。

この問題は、ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）の頃より約10年以上にわたって未解決のままであったし、WTOの紛争解決機関によって「ECの貿易制限措置はWTO違反」とする結論（裁定）が下されたにも係わらず、ECは2003年1月現在においても、ホルモン剤が投与されて肥育された牛肉（および牛肉製品）の輸入禁止措置を続けている。

ECは、予防原則に基づく貿易措置（輸入制限措置）がWTOルール整合的であると主張し、他方、米国・カナダは、予防原則が未だ国際法の分野でも正式に認知されておらず、安易にWTOルール整合的と認めることは出来ないと主張した。

ホルモン牛肉紛争を審理したWTO上級委員会は、加盟国が予防措置を実施する場合、SPS協定第5条7項に基づく一定の手続き（すなわち、輸入の制限または禁止措置を続けている期間中も科学的調査を継続していること、および最も関係の強い国際機関が定める国際基準に対応していることなど）が満たされるなら、当該輸入制限措置が予防原則に基

づくものか否かに関係なく、WTO ルール整合的な貿易措置と認められると結論づけている。

過去の経緯から現在まで

予防原則を組み込んだ世界最初の条約は、1985年に採択された「オゾン層の保護に関するウィーン条約」(Vienna Convention)とも云われ、後の1990年、ノルウェーのベルゲンで欧州34カ国が参加して開催されたベルゲン会議の最終日に採択された「ベルゲン宣言」で一般化されたという。

その後1992年、ブラジルのリオ・デジャネイロで、国連環境開発会議(UNCED)の下で開催された通称「地球サミット」において、予防原則に基づく最も精緻化されたルール「リオ宣言」が設けられている(米国側の解釈では、リオ宣言にあるのは“予防措置”であって予防原則ではないとされる)。カルタヘナ議定書では、遺伝子組換え生物(同議定書では、「Living Modified Organisms」「改変された生物」の頭文字を取ってLMOと呼称している。)の安全性に疑問がある場合、輸入国は、輸出国側によってその安全性が証明されるまで、輸入国は当該産品を暫定的に輸入禁止してよい旨を定めている。

“予防原則”は、ドーハ開発アジェンダでの交渉議題である“WTOルールとMEAs(多数国間環境協定)の関係”や、“農業分野”の交渉を進める際には、避けて通れない問題と思われる。

特別研究会報告要旨(2003年1月24日)

中国のWTO体制加盟後の農業政策

(中国農業科学院農業経済研究所) 銭 克明

銭所長は、国際農林水産業研究センターの招聘で来日し、当研究所には、研究協力を始めとした意見交換の目的で来所した。せっか

くの機会であったので、わが国への影響も大きく、変化に直面しつつある中国農業について報告をお願いし実現した研究会であり、主な内容は中国のグリーンボックス政策の構造についてである。報告の骨子は以下の通りである。

中国では、現在、WTOの規定する農業政策として、緑の政策、黄の政策、途上国を対象とする青の政策の三つが行われている。1996～1998年に緑の政策として中国が行った主要な農業政策は、経済成長を促進するために生産増加を目的とした政府一般支出、経済の安定化を図るための供給安定を目的とした補助、所得格差を減少させるための農家収入に対する補助の三つである。他国と比較すると、政府一般支出や備蓄補助等生産増加につながる支出は多いが、安定や公平さを目的とする支出は少ない。すなわち、中国では経済発展は著しいが、都市と農村の格差は拡大しており、公平さの追求はおざなりになっている。

緑の政策の効果について検証すると、効率でいえば、「科学技術振興」、「農村への教育」、「インフラ整備」、「農家への実質投入」の順になるが、実際の公共投資を見ると比率、伸び率ともに、「インフラ整備」、「農村への教育」、「科学技術振興」というように、実際計測された効果とは逆の順になっている。この理由は、科学技術と教育の分野は、支出が収益につながるまでに時の遅れがあり、時間がかかるためである。また、外部効果が生じるため、これらへの投資の効果がなかなか評価されないためでもある。

たとえば、ある省での小麦に関する技術開発が、他の省でのより大きな生産向上に結びつくといったようにある場所での投資が、他の場所での生産に効果をもたらす場合もあり、これが、研究投資に対する意欲を減退させる場合もある。同様のことは教育にもあり、育成した人材がその土地にとどまらず、他へいってしまうようなことなどである。このように、科学技術、教育はその投資効果が大きい反面、外部効果が生じるという特質を持った